

【53 釈 文】 綠埜郡新町駅行在所取締り請書

(明治十一年：一八七八)

(楫取印) (岸良印)

差上申一札之事

印

第十五大区壹小区

綠埜郡新町駅

先般、本駅羈客所取設候処、今般

御巡幸二付、行在所被 仰付候二付、御建

増之々所共、追日御沙汰御座候迄、私共二

於テ遵守仕、不取締之儀無御座候様

可仕候、依之一札差上申処、如件

右新町駅

副戸長

明治十一年九月八日 高橋 均作印

戸長

松村 由作印

副区長

千木良雅蔵印

楫取群馬県令殿

〈群馬県行政文書・明治十一年「諸請書留」

AO-181-AOM No. 1951 2/2〉

【53読み下し文】

(楫取[㊟])(岸良[㊟])

差し上げ申す一札の事 [㊟]

第十五大区壱小区

緑埜郡新町駅

先般、本駅羈客(きかく)所取り設け候処、今般

御巡幸に付、行在所(あんざいしよ)仰せ付けられ候に付、御建て

増しのヶ所とも、追日(ついでじつ)御沙汰(さた)御座候迄、私共に

於いて遵守仕り、不取締りの儀、御座無く候様(よう)

仕るべく候、これに依り一札差し上げ申す処、件の如し

右新町駅

副戸長

明治十一年九月八日 高橋 均作[㊟]

戸長

松村 由作[㊟]

副区長

千木良雅蔵[㊟]

楫取群馬県令殿

〈群馬県行政文書・明治十一年「諸請書留」

AO一八一AOM No.一九五一 2/2〉